

④ 新ひだか町

計画期間	期間	公共交通に関する施策
新ひだか町 第2次総合計画	2018（平成30） 年度～ 2027（令和9） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって真に必要な公共交通体系を考え、民間交通事業者、国、北海道などの関係機関と協議・連携しながら、持続可能な無理・無駄のない公共交通網の構築に努めます。 ・公共交通網の構築にあたっては、健常者の利用だけでなく、自らバス等の公共交通機関を利用することが困難な方々の移動手段、また、観光客をはじめとする交流人口を獲得するために必要な公共交通網など、町の将来を見据えながら、様々な視点をもって検討を進めます。
第2期新ひだか町 創生総合戦略	2020（令和2） 年度～ 2024（令和6） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の町内公共交通網の整理・集約化。 ・新たな技術や手法などを活用したデマンド交通等の検討。
新ひだか町 都市計画 マスタープラン	2021（令和3） 年度～ 2040（令和22） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通における有機的な接続を図ることにより、円滑かつ効率性と利便性の向上を目指します。 ・お年寄りなど交通弱者の利便性向上を目指し、公共交通の効率的な運行を検討推進することにより、持続可能な公共交通体系の構築に努めます。 ・交通弱者の生活交通を確保するために、交通事業者だけではなく行政や利用者が連携し、持続可能な公共交通体系の構築を目指します。 ・福祉バスなどの無料送迎バスについては、公共交通への一元化など効率運行を検討します。 ・高齢者の生活交通と外出しやすい公共交通サービスを確保するために、乗合タクシーなど小型バスによる自宅前送迎の交通手段を検討します。 ・循環バスについては、利用者の状況を考慮し、利便性の向上を検討します。 ・駅前広場を広域的な公共交通の結節点として位置づけ、シームレスな公共交通体系の確立を目指します。



⑤ 浦河町

計画期間	期間	公共交通に関する施策
第7次浦河町 総合計画	2017（平成29） 年度～ 2026（令和8） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の確保・改善に向けた具体的方策について、地域住民や交通事業者等の関係機関と協議を行います。 ・「児童生徒の通学の足の確保」、「通院や買物など町民の日常生活の足の確保」、「町内外の移動を支える地域間幹線系統（日勝・日高沿岸線）の運行維持」といった視点に基づき、持続可能な地域公共交通のあり方について浦河町地域公共交通確保維持改善協議会で協議・検討を行います。
浦河町 都市計画 マスタープラン	2019（令和元） 年度～ 2040（令和22） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を示し、公共交通ネットワークの利便性や効率性の向上を目指します。 ・路線バスのデマンド化、スクールバス混乗、ハイヤー助成の導入などを検討します。 ・あらゆる交通体系の可能性を検証し、交通拠点との連絡や利便性向上を図るための施設を検討します。 ・運行本数の増加や浦河赤十字病院への乗り継ぎ時間に配慮したダイヤ調整等を事業者とともに協議・検討します。 ・誰もが利用しやすい低床車両の導入や環境に配慮した低公害車両の導入を推進します。
浦河町 老人保健福祉計画	2021（令和3） 年度～ 2023（令和5） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアパスポート事業として、高齢者にバス運賃・入浴料金助成ができるパスポートを発行します。
浦河町観光振興計画	2023（令和5） 年度～ 2027（令和9） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町内での周遊観光を可能とするタクシープランやレンタサイクルの導入を検討します。



⑥ 様似町

計画期間	期間	公共交通に関する施策
第9次様似町 総合計画	2021（令和3） 年度～ 2030（令和12） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域公共交通計画」を策定し、近隣町を結ぶ公共交通が維持できるよう支援し、将来にわたって“住民の足”を確保することを目指します。 ・高齢社会や交通空白地帯に対応するための「コミュニティバス」や「乗合タクシー」などについて、各種補助や支援制度を含めた本町に合った交通サービスの提供を目指します。
様似町 高齢者保健福祉計画	2021（令和3） 年度～ 2023（令和5） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の65歳以上の高齢者の方（身体障害者や生活保護受給者は除く）が、町内または隣町の医療機関に路線バスで通院する際の運賃について、その半額を助成しています。今後も通院負担の軽減のため事業を継続します。

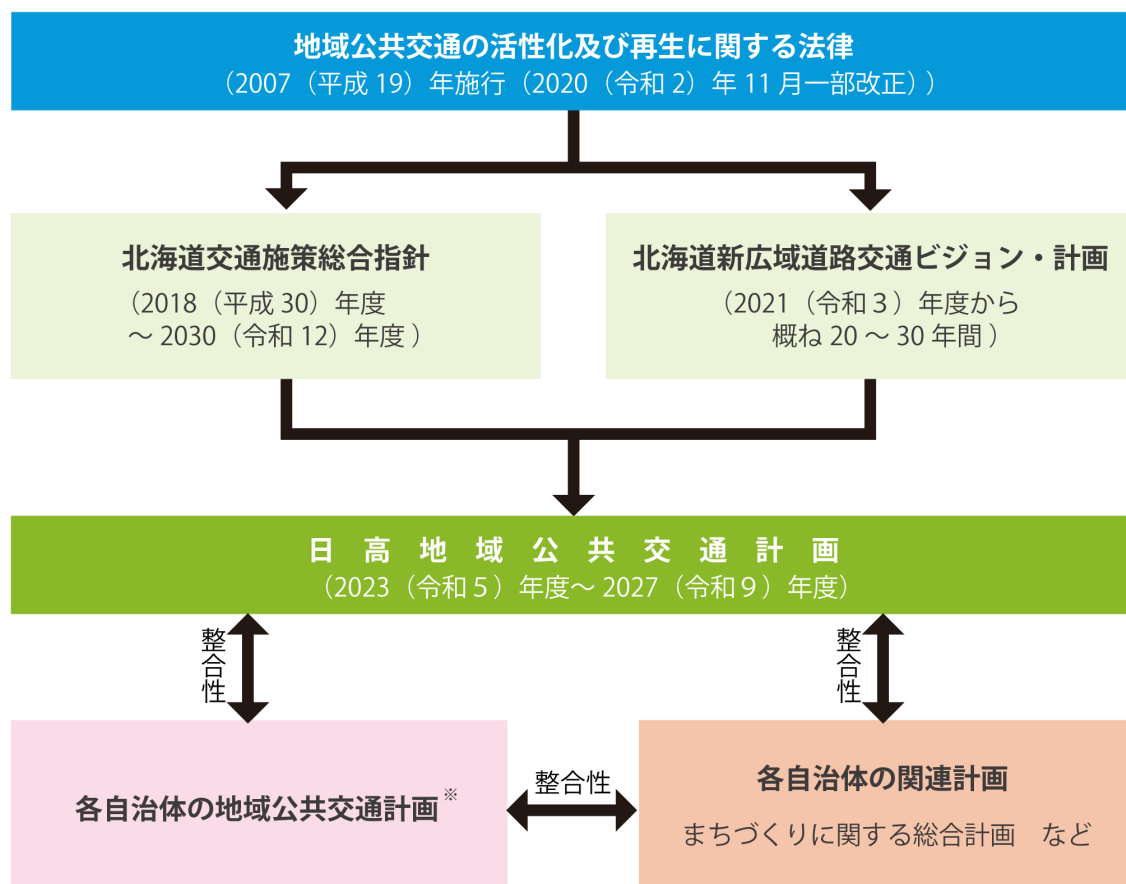
⑦ えりも町

計画期間	期間	公共交通に関する施策
第6期えりも町 総合計画	2016（平成28） 年度～ 2025（令和7） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町の委託によるJHB（ジェイ・アール北海道バス）の運行存続 ・広域連携による公共交通の確保 ・新たな形態による交通手段
第2期えりも町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	2020（令和2） 年度～ 2024（令和6） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の足である公共交通（JHB及びタクシー）を維持するための利用促進を進めるとともに、将来に向けて、関係機関と連携して持続可能な地域公共交通の活性化や再生に取り組むために、関係機関とともに地域公共交通計画の作成を検討します。
第8期えりも町 高齢者福祉計画	2021（令和3） 年度～ 2023（令和5） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいづくりと健康増進、さらには孤独感の解消等を目的として、公衆浴場のある高齢者センターへ無料の送迎バス（福祉バス）を運行し、外出の支援を実施しています。 ・要介護認定を受けた在宅高齢者が、町内の医療機関に通院する際、公共交通機関の利用や家族等の介護が困難な場合に、えりも町社会福祉協議会のホームヘルパーが介護保険サービスと一体の移送サービスを提供しています。 ・えりも町社会福祉協議会が実施する福祉有償運送事業の利用者のうち、要介護状態にある高齢者の人工透析療法患者に係る通院をサポートするため、ホームヘルパーが添乗して移送を行います。



(6) 本計画の位置づけ

本計画は、国の法制度・関連計画や北海道の上位計画を踏まえ、日高地域の各町の関連計画との整合を図りながら、当地域の公共交通マスタープランとなる日高地域公共交通計画を策定します。



※2023 (令和 5) 年度 日高町、平取町、新冠町策定予定

図 1-3 計画の位置づけ



(7) 地域内の公共交通の位置づけ

日高地域の公共交通ネットワークは、「北海道交通政策総合指針」で定める北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ(幹線交通、広域交通及び生活圏交通の3階層)を踏まえた上で、地域の公共交通の実態を勘案し、次のとおり広域交通、地域間交通及び生活圏交通に各種の公共交通を位置づけました。

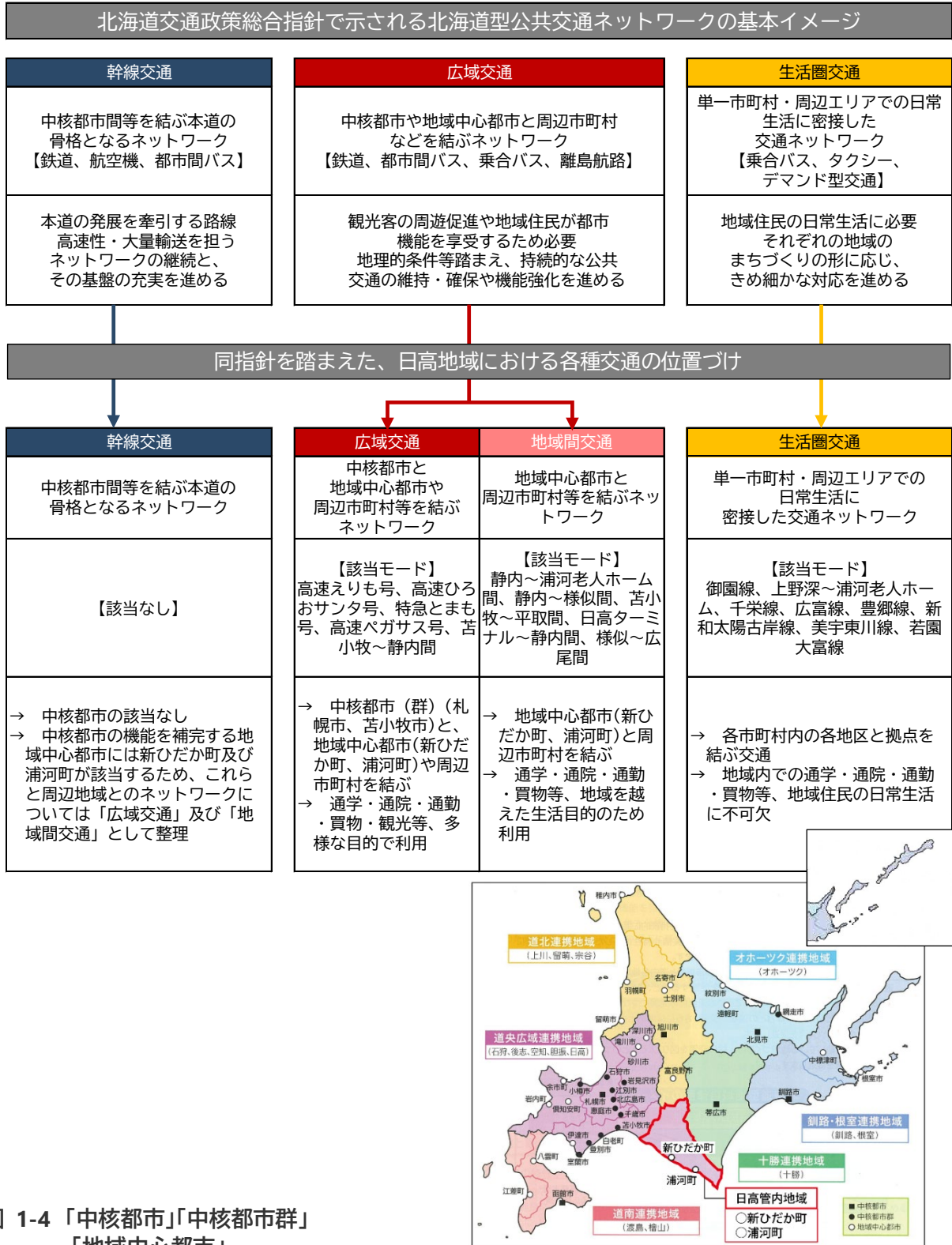


図 1-4 「中核都市」「中核都市群」「地域中心都市」

資料:北海道総合計画(北海道総合政策部)

